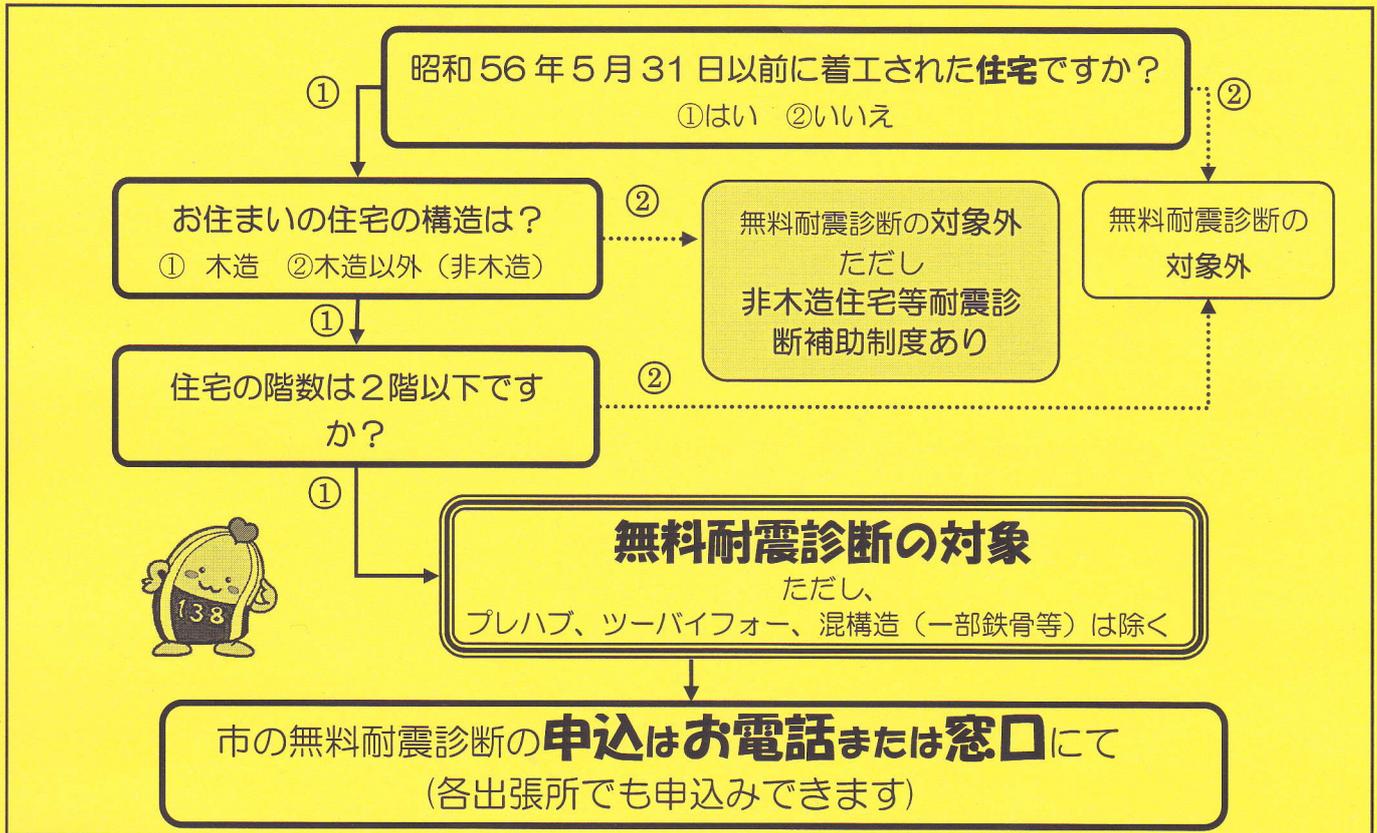


# 無料耐震診断のお知らせ

回覧

熊本地震から約1年が経ちました。阪神・淡路大震災と同様に昭和56年5月以前の木造住宅に被害が集中しています。まずは今お住まいの住宅の耐震性について知る事が大切です。お住まいの住宅が無料耐震診断の対象となるかチェックしてみましょう。



無料耐震診断を受けた後、結果により**市の補助制度が利用**できます！

① 耐震改修費補助	上限90万円
② 簡易耐震改修費補助	上限30万円
③ 解体費補助	上限20万円
④ 耐震シェルター設置費補助	上限25万円
⑤ 防災ベッド設置費補助	上限15万円

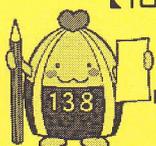
詳細は  
裏面参照

【相談・申込み窓口】〒491-8501 一宮市本町2丁目5-6 本庁舎7階  
一宮市まちづくり部 住宅政策課

電話(0586) 85-7010 (直通)

※3月31日(金)までの担当課は  
建築指導課 電話 28-8644

回覧

無料耐震診断の判定値によって**5つの補助制度**を設けています。

種 類	条 件
耐震改修費補助 (上限90万円)	判定値1.0未満と診断された住宅を判定値1.0以上とし、かつ、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点の最も低い数値に0.3を加算した数値以上とする耐震改修
簡易耐震改修費補助 (上限30万円)	判定値0.7未満と診断された住宅を、判定値0.7以上1.0未満にする耐震改修
解体費補助 (上限20万円)	判定値が0.7未満と診断された延べ床面積30㎡以上の住宅1棟全てを解体し、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの
耐震シェルター設置費補助 (上限25万円)	判定値が0.7未満と診断された住宅
防災ベッド設置費補助 (上限15万円)	

### **注意)全ての補助について、契約及び着手前に申請が必要です！**

《判定値とは》

各階、各方向について、保有する耐力が必要耐力の何倍あるかのことで、各値の最も小さい数値が建物の判定値となります。

判定値	1.5 以上	倒壊しない
	1.0 以上 1.5 未満	一応倒壊しない
	0.7 以上 1.0 未満	倒壊する可能性がある
	0.7 未満	倒壊する可能性が高い

※震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒壊の可能性を判定します。

【相談・申込み窓口】 ☎491-8501 一宮市本町2丁目5-6 本庁舎7階

一宮市まちづくり部 住宅政策課



**電話 (0586) 85 - 7010 (直通)**

※3月31日(金)までの担当課は建築指導課 電話 28-8644

### 『空き家の適正な管理は、所有者や管理者の責務です！』

空き家を含む全ての建築物は、所有者や管理者が自らの責任において管理すべきものです。しかしながら、近年、管理が不十分な空き家が増えています。

平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、老朽化等で隣接地など危険が及ぶ場合や景観や衛生、生活環境を損なっているなどの問題のある空き家(特定空家等)の所有者に対して、地域の生活環境の保全を図るために、市町村が立入調査及び指導、勧告、命令、行政代執行の措置ができるように定められました。

勧告を受けると税金軽減措置の対象外となり、固定資産税等の優遇が受けられなくなりますので、空き家をお持ちの方は適正な管理に努めてください。